

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	成年後見制度利用支援事業における審判請求費用及び本人又は親族等により審判請求が行われた者に対する後見人等報酬助成業務（高齢）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>【具体的事由】 当該業務は、札幌市成年後見制度利用支援事業における市長申立て事案を除く後見人等報酬及び審判請求費用の助成事務を委託するものである。 札幌市社会福祉協議会は、「日常生活自立支援事業」を実施しており、この事業は判断能力の不十分な者の日常的な金銭管理を支援するものであるため、成年後見制度と強い関連がある。また、当該法人は日常生活自立支援事業の他、高齢者・障がい者に関する電話相談、市民後見人の養成など、高齢者等の人権擁護に関する事業を実施している。 これらの事由により、札幌市成年後見制度利用支援事業における市長申立て事案に係る相談対応及び後見人等報酬助成事務を既に委託しており、同様の事業を障がい福祉課でも委託していることから、これらが一体的に実施されることが効果的かつ効率的である。 以上のことから、当該事業を円滑に実施できるのは当該法人だけであると判断できるため、特定随意契約とすることとし、当該法人を参加者として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年6月3日